

第三日 平成二十七年六月十一日

開 議 午前九時五十九分

【開会前に事務局長より、十二番横山哲英議員が所用のため欠席する旨、田澤文雄教育委員長が体調不良のため欠席する旨が報告される】

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、発議第二号藤崎町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

お諮りいたします。発議第二号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第二号を採決いたします。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第二、発議第三号T P P交渉に関する意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第三号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第三号を採決いたします。発議第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職に一任願います。

日程第三、発議第四号米価暴落対策を求める意見書案を議題とします。

お諮りいたします。発議第四号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

これから発議第四号を採決いたします。発議第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いについては、本職にご一任願います。

日程第四、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

税条例にかかわることでございますが、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車の税率及び軽自動車についての改正、改定になるわけでありましてけれども、軽自動車税についてお聞きいたします。

まず、説明によりますと、二十七年度については、二十七年四月一日以降取得した軽自動車、新車ですね、新車も七千二百円から一万八千円ですか、こうなるということにされておりますけれども、従来の、そうすれば二十六年車だとか二十年車だとか、その軽自動車については乗用貨物についての税制は今後どういうふうになるのでありましょうか。その点、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

二十七年三月三十一日以前に取得したものは従前の現行の税率を適用いたします。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十七年度については、原付自転車だとか百二十五cc以下のバイクといいますか、こういうものについては二十七年度については軽減措置があるということですのでけれども、二十八年度以降については、例えば原付についてはどういうふうになるのでしょうか。原付自転車といいますか、これについてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

原付自転車ということで、五十円を例に挙げますと、二十七年度は千円でございます。二十八年度以降は二千円となります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二十七年度は据え置くという措置もとり、なおかつグリーン税制といいますか、電気自動車等の軽減措置をとることについては評価しているところですが、しかしながら、結果的には二十八年度からはいわゆる原付、それからミニカー、軽二輪、こういうものについても軒並み増税であります。そういう点で、消費税は上げ、なおかついわゆる第二の町民課税というべきようなものでありますので、上げるべきではないものだというふうに思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから報告第二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

報告第二号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、報告第二号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

異議がありますので、本報告に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本専決処分、主に国民健康保険税条例を改正する法案、条例でございます。判定所得基準、これを五割軽減、二割軽減については限度額を拡大しているという負担軽減につながるものでありますけれども、国保税の基礎分が五十一万円から五十二万円、後期高齢者支援金分が十六万から十七万、介護納付金が十四万から十六万ということで引き上げになるわけでございます。少なくとも、福祉のために全ての消費税を使うんだというような趣旨から見ても、少なくとも据え置きをすべきだということで、同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、本報告に賛成者の発言を求めます。（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから報告第三号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

報告第三号を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、報告第三号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十六年藤崎町一般会計補正予算（第十一回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定しました。

日程第七、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定しました。

日程第八、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第五回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定しました。

日程第九、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第一回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定しました。

日程第十、報告第八号平成二十六年藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定しました。

日程第十一、報告第九号平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

繰越計算書、この中で水木地区処理施設の回分槽コントロール装置修理工事において、当初予定のプログラム改修した

結果、ふぐあいが生じ、自動運転ができなかったということから、新たなプログラム改修が必要となっているんだと、だから工期を延長するんだということなんですけれども、ふぐあいが生じて自動運転ができなかったというのを、その内容をもう少し具体的につまびらかに明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは、修繕対象のタッチパネルが現在は製造が中止されておりました、同等の機器で修理し、その既存の制御プログラムにインストールされているものをそのまま利用する予定になっておりました、それを修繕対象の新しい機器にインストールして操作したところ、自動運転がうまく作動しなかったということで、また新たにその新しい機器に対応するプログラムを再度編集しなければいけなくなったということが判明したために、当初予定の工期内には間に合わないということで、今回工期延長をしたものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、タッチパネルそのものも製造中止の、従来の現状のものは製造中止の状態でもあるけれども、それは工事に取りかかる前にわかっていることだろうと思うんですけれども、このプログラムそのものをつくるのが二百九十一万円、それに伴った修正工事と一緒にやるのが二百九十一万円相当なんですか。その辺はどういう切り分けというか、内訳といたしますか、なっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。これは、タッチパネル自体の製造も含みました金額でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

翌年度繰越額が二百九十一万六千円というふうに繰越計算書ではなっているんですけども、この中で支払い義務発生額というのがありまして、五億四百十三万ですか、これはもう支払い済みになっているものなんですか。それとも、これからなんですか。完成してからなんですか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

この五億というのは、この款の全体の額でありまして、今回のこの工事に関しましてはあくまで二百九十一万六千円で契約したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定しました。

日程第十二、報告第十号専決処分した事項の報告の件（損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

和解内容が本専決処分書には提案されておるのですけれども、事故発生日が十二月十八日ですね。これは小型ロータリー除雪車が家屋外壁に接触、破損した事故だと、それに伴うものだという記載があるんですけれども、そもそもこの小型ロータリーそのものが追突、衝突した、接触したというふうに考えられるんですけれども、どういう理由でそういうふうに、余りまでいにやろうとしてそうなったのか、それとも、その辺の衝突の理由というのはいかに把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。冬期間の除雪作業中、この地域については非常に狭い道路でありまして、運転手のオペレーターの確認不足もあったみたいで、バックした際に家屋に接触したということでした。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連して、今バックしたときに家屋外壁に損傷があったという説明であったんですけれども、これに伴う人のけがだとか、そういうことは一切なかったんですよね。その辺はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。人身に関しては全然なかったわけで、物損だけで終わっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

家屋外壁が損傷したことによって、十二月十八日で五十万相当の和解金を相手に支払うというようなのが現在提案されて、現在というか、五月一日の専決でやったということなんですけれども、多少時間がかかったなという理由はどの辺にあるんでしょうか。その辺はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。事故当初から、冬期間であったのもありましたけれども、保険会社の調査、家屋の調査、損傷の状況を確認するのも困難であった状況にありましたので、新年度に入ってから調査結果が出たということでした。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定しました。

日程第十三、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第三号を採決いたします。諮問第三号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第三号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第十四、議案第三十一号藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第三十二号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第三十三号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第三十四号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十五号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十六号平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十七ページです。農業振興費。その中で、委託料あるいは負担金補助及び交付金というのがございますけれども、まず、この中で地域共同研究センター負担金となっておるんです。二十七万円ほど計上されておるんですけれども、これは農業のリンゴやお米やそれから六次加工といいますか、今のはやりのと言えれば叱られますけれども、そういうものを研究するという意味なんですか。地域共同研究と、どことどこが共同研究する負担金なのか、年間ベースではどれぐらいの予算を持ってやっていこうとしているのかということをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。地域共同研究センターとはどういうことかといいますと、弘前大学地域共同研究センターのことで

ございます。内容といたしましては、弘前大学が蓄積した学術資産、これは知的財産も含まれますけれども、そういった情報を産業会等に提供すると。さらに、共同研究を実施することによって、地域の科学技術の振興、産業の発展、民生の向上に貢献することを目的とした研究機関でございます。具体的には何かといたしますと、弘前大学の藤崎農場で開発した紅の夢があるわけですが、この果実品質改善に向けた栽培技術研究と指導も含まれますけれども、そういった共同研究費の負担でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

その下の強い農業づくり事業費補助金として二億九千九百三十九万、約三億円ほど、交付金なのか補助金なのか、補助金となっておりますね。これは対象はどこで、対象はどの事業体で、そしてその内容はどのような内容なのか、詳しく説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。事業主体は株式会社諏訪商会でございます。取り組み名といたしましては、産地競争力の強化に向けた総合的推進ということになっておりまして、実際行う事業内容といたしましては、集出荷貯蔵施設冷蔵庫、あるいはまた選果機等の建設あるいはまた設置でございます。事業費といたしましては、総額六億五千七百九十七万九千円でございます。その財源といたしましては国費がおよそ今提示しております二億九千九百三十九万五千円でございます。残りは諏訪商会さんの自己負担金ということで、これは融資等が入っていると思われまして。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

財源のことについて今説明もあったんですけども、全額国費なんだと。町というようなことで進んでいくことなんですけれども、そうすればこの強い農業づくり事業費補助金の対象になるという審査は国でやったということなんですか。国、県が一緒になってやったということなんですか。その辺はどういう選定過程を経てこういうふうになったのか、その辺の情報を提供していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。これは、強い農業づくり交付金については、窓口が設置する場所が藤崎町ということで、窓口が藤崎町になっておりますけれども、実際の書類審査となりますと、県及び国ということになりまして、町は一銭も出しておりません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

財源も出していないし、審査も国、県が窓口になってやっているんだということなんですね。今後、この事業はもうこれらの強い農業づくりの交付金事業というのは、今後も継続になっていく事業なんですか。その辺の見通しは、町長、どういうふうに、町長に聞こうと思っているんですけども、どういうふうに……。では、担当課長及び町長にお聞きしたいと思いますので、お答えください。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

強い農業づくり事業でございますけれども、今後も国のほうもこういった厳しい農業環境でございますので、国のほうもこういった補助事業は続けていくものと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、これは二十三ページでございます。スポーツプラザ藤崎等指定管理料八百一万ほど減額して、スポーツプラザ藤崎等維持管理補助金に八百一万、同額を計上して補正をしたというふうになっているんですけれども、これはそもそもどういう理由でこういうふうにしなければならなくなったんですか。その辺のことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今回のこの指定管理料から補助金への移行ということは、スポーツプラザ藤崎を管理しています非営利目的法人体育協会が消費税の納税義務者となったということから、そのことを今後詰めていくために税務署と協議した結果、人件費に当たってはこれまでも公的な施設管理というようなことから消費税のカウントから外すというようなことで、人件費分を補助金に、そして経費、いわゆる経営費についてはこれまでどおり指定管理料として交付していくということで決着したもので、今回予算の組み替えを行ったものでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回はそうしたんだという、平成二十七年度ですね。我々もこの問題も聞く人もいなかったし、また指摘もしなかった経過もあるんですけども、そうしますと、これを切り分けないでおきますと、どういうふうなことになるということなんですか。この八百万分、人件費相当分といいますか、これが丸々消費税の課税客体になるというようなことになるんですか。指定管理料として三千万なら三千万払うというようなことについての理解をどういうふうに理解すればよろしいのかという。この八百万についてまずお聞きいたします。これを分けないとどういうふうな消費税分の課税客体が発生するというふうに理解すればよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

現在、体育協会には指定管理料として二千百五十五万四千円予算計上してございます。これを今回、人件費分八百十九万を補助金として移すわけですけども、もしこのまま二千百五十五万四千円が課税収入とみなされますと、現在五十九万四千円ほど消費税としてさらに納付しなければならないという現状から、速やかに今回、人件費分は補助金に移行して軽減を図るということでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

切り分けないと六十万ほど消費税を納めなきゃならないと。指定管理料を支払う段階、あるいは指定管理の指定をする段階、さまざまな段階でそういうようなことは、行政当局はわかっていたのかもしれないですけども、想定していなかったですよ、正直、我々も。何とか頼みますよというようなことが先行して、町長、さっきから手挙がっているよ

うなんですけれども、そうすれば、その辺はいつの時点から想定というか、払わざるを得ない、消費税納税義務者になるのかというようなことが判明していたのかということと、昨年度についてはこういう作業をしていないですよ。昨年度についてはどういうふうになったんですか、結果的に。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ちょっと時期的なものについては生涯学習課の担当課長から答えさせますが、私自身もNPO法人体育協会、あるいはまたNPO法人の文化協会に指定管理させているものは、公的な施設を町民の利用しやすいような形で、多少は人件費に係る義務的経費を圧縮させるために指定管理させたつもりでございます。私自身は、このことについて消費税がかかると全く認識していませんでした。よって、税務署からの指導、そしてまた税務署からの協議についていろいろ精査したところ、このような形で予算を組み替えしたほうが消費税を納めるパーセントが圧縮されるということで、このような予算配置がえになったということでございます。

あと時期的なことについては担当課長から今答えさせます。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。今回の体育協会に関する消費税のことにつきましては、ことし三月に入りましてからそういうふうな具体的な話が出てきまして、その後、町といたしまして団体とともに税務署側と協議をしてきたところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一つ私聞いたんですけれども、つまり、昨年度の収入といたしますか、そういうものについては今年度の納付といたしますか、そういう問題なんですけれども、その前の年、年度でいきますと平成二十五年度ですか、その分についてはどういうふうになったのかということについてもお聞きしたんですけれども、その辺はどうなったんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。税務署の協議の中で、結果的には体育協会の二十五年度決算、それから二十六年年度決算について消費税の納税が必要ですよという話になってございます。ただ、このことについてはまだ税務署と協議を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この件については、私はこれで終わりにしたいと思うんですけれども、いずれにしても、せっかく従業員というか、人の待遇改善や一時金に充てようということで積み立てをしていたものが、早い話がっぽり持っていかれるというか、我々自身の認識不足もあってそういう結果を招くことになったわけでございますよね。税務署のやり方も何かおかしいと思うんです。源泉徴収の問題でも、測量士や建築からは源泉徴収しなきゃならないんだというようなことをどうして全国的に知らせないで、事が発生してから、さあ取れるんですよというやり方、その徴税体制そのもの、あるいは税務行政のアドバイスの仕方そのものにも問題があるんじゃないかなと私は思っているんですけれども、その辺は町長はど

ういうふうな認識をなさっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員、いいところを突きますね。実のところ、この予算の組み替え、担当課が私のところに教育長と一緒に来たときに、私は納得できませんでした。ということは、どこの市町村でも自治体の財政全般のことを考えて、例えば文化施設であれ体育施設であれ、あるいは社会施設であれ、ある程度指定管理しているのはこれ全国的な推移だと思っています。そういう中で、国も財政厳しいから合併しなさいよとか、いろいろ指導もしているわけですよ。ですから、そもそもこの指定管理始まった時点で、例えば国の総務省と財務省と、あるいは関係する省庁とその辺の連絡、ぎりっとして、このことについては消費税を賦課しないと、そういうような話し合いを持ってほしかったんです。ですから、私は納得しませんけれども、全国的な今の現状の形がこういうことだということで、ある程度納得しましたけれども、このことについては、例えば県の町村会とか、あるいは広域でのいろいろ重点事項の要望説明とか、県の国会議員との話し合いもまた年に一回ほどありますので、機会を見てどうにかできないものかということでは私の考え方を伝えたいと思っています。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ぜひそのように実行していただきたいと思います。

次に、お聞きいたします。ページ数は言いたくないんですけども、総務費、戸籍住民登録費という目のところにあります通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金五百四十二万、これは全額、財源的には国が全部交付金なりで補

填するといいますか、やれ、やれの、やねばまいんだよということなんでしょうけれども、この通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金、これが収入面であるんですけれども、この事業はどういうふうにして、来年の一月からスタートですよと、そのための準備作業ですよというような言い方されているんですけれども、具体的にどういうふうにごこのマイナンバー制度の事務事業だと思えますけれども、どういうふうに進めていこうとしていらっしゃるのか、その点、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。まず、進め方ということでございますが、町のほうで地方公共団体情報システム機構という団体に、この番号カードの生成をまず依頼、委任しております。それで、二十七年十月にこの機構のほうから住民に対して通知カードというものが郵送されることになっております。これには、十二桁の個人番号や住所、氏名、生年月日、性別などが記載されて、材質は偽造防止策が施された紙製のものです。これを受け取って、さらに通知カードだけでは本人確認のカードとはならないために、個人番号カードというものが欲しい場合は、機構から各住民に送られていた通知カードに返信用の封筒や必要な書類も一緒に入れて送られていくため、それに写真を添えて機構に各住民が郵送しますと、一月以降に個人番号カードと交付通知書が機構から役場に届きまして、役場のほうから申し込みをされた各住民にカードを交付する通知書を発送いたしまして、それを受け取った住民の方が窓口のほうに来て受け取るという流れになっております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私も役場からいよいよマイナンバー制度が始まりますということのパンフレットをもらったんですけども、福祉や納税、あるいは事務作業のためにはすごくいいんですよということを書いてはおるんですけども、私がまずお聞きしたいのは、この事業は自治体と、そしてそれだけではなくて企業といたしますか、勤めている職場、企業、ここでもこのマイナンバー制度のことについてですけども、企業もやっていくようなシステムを構築しようとしているんですよ。その理解で間違いないですよ。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

マイナンバー制度につきましては、自治体の役割としては今国が進めているスケジュールに従って十月に番号を付して、一月からカードを作成するという流れではあるんですけども、その後の活用については、国のほうではそのような民間と個人のいろんな情報を付して活用する方向でいるということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現在審議中であることなのでありましようけれども、いずれにしても政府はそういう方向で進めているということは間違いないと。つまり、民間企業でもいわゆる共通番号ですね、そういうものをしっかり登録していかなければならない、あるいは従業員にそれをシステムとして理解させる部署も設けなければならないというようなことで、マイナンバー増税だというふうに言っている業者まで出ている始末であります。我々自治体として、これまでの住基カードといたしますか、こういうものも取り組んできた経過もあるんですけども、それも中途半端にして、もうこれもやめちゃうわけではないんだろうけれども、そういう状況です。

それで、お聞きしたいのは、この情報管理と申しますか、先ほどは委託は通知カードと個人番号カード、地方公共団体何らかの機構が一括してやるんだと言っているんですけども、今後、一月から、じゃあ私もカードを発行してよとかいうふうなこと、具体的にはこれどういうふうにして情報管理と申しますか、ここでやる、個々の自治体でやるわけじゃないんだと思うので、全国一カ所か二カ所で情報、全国民の一億二千万人分のをやるうと思っている事業だと思っておるんですけども、どういうふうにして情報管理を進めるというふうに説明を受けていらっしゃるんですか。その点をお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

今、一生懸命、マイナンバー制度の施行に向けて町のシステム管理者であるベンダーも一生懸命取り組んでいる最中のございますけれども、その後の管理というのはやっぱり私どもの情報が地方公共団体情報システム機構というところで管理されるということで、それが西日本、東日本にそれぞれ分かれて管理するというようなことに聞き及んでございます。その管理につきましては、今後ともセキュリティーをしっかりと管理していかなければならないし、マイナンバーを付した後にいろんな業種に活用できるように努めていかなければならないものと考えてございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

賛成できない、同意できない理由の第一番目は、この通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金五百万円余を投

資してやるということでありまして、自治体としてはお金も来ることだし、やむを得ざる受託事務だということ
でやるんでありまして、いずれにしても、このマイナンバー制度そのものの情報管理を一元化し、住民基本
台帳コードとそれから納税コード、こういうものを一元化することが本当にそれが国のシステムとして安定していくの
かという大きな問題があります。と同時に、現在、いわゆる年金の情報漏えいの問題もございます。まず、現在あるシ
ステムの安定性そのものを確保し、国民に信頼を与えるべきが国家としての当然の責務だと思うわけでありまして、た
だ法案化された、予算化されたということでやり始めることではなくて、少なくとも延期、再検討の必要があるもの
だと思っておりますので、本補正案に同意できません。

もう一つは、文化協会、体育協会に対する課税の問題でございます。今回は是正されたというようなことありま
すけれども、今後大きな課題を投げかけたということで、その処置についても明確な措置をとるべきだということ
で賛成できません。以上です。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

私は、今回の議案第三十六号平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案に賛成するものであります。今、浅
利議員がマイナンバーについて、そしてまた文化協会、それから体育協会、それだけではありませんので、この補正予
算は議会も、そしてまた町内会と岩手県の田野畑表敬訪問などの経費も入っておりますので、今回のこれは通して
いただきたいということで賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十六号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第三十六号は原案のとおり決する

ことに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十七号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十八号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十九号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題とし

ます。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第四十号平成二十七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決いたします。議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第四十一号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は五十七ページなんですけれども、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金という二目でそうなおるんですけれども、補正額として他会計補助金四十一万ほど、基準外繰入金を減らしたというふうになっているんですけれども、これはどういう理由でどういう精査の結果こういうふうになったのでしょうか。この点についてお聞きしたい

と思います。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

こちらの補正につきましても、これは全て人事異動による人件費の分の補正でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十一号を採決いたします。議案第四十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のための特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定しました。

日程第二十六、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中

の調査のための特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定しました。

日程第二十七、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。平成二十七年六月二十三日から二十四日までの日程で、岩手県田野畑村への行政視察研修が予定されております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定しました。

次に、平成二十七年七月九日、青森市において県下町村議会議員研修会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定しました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十七年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二分

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一

署名議員 清 水 孝 夫